

「相続対策」

消費税2段階増税・相続税課税強化と、特に事業者というよりは個人の消費者に対しての風当たりがかなり強くなってきます。そのような中で消費税対策は増税前の駆け込み購入が関の山で、それ以上の対策はほとんど考えられませんが、相続税については相続発生前の対策が相当有効です。評価をめぐる節税がほとんど封印される中、小規模宅地の特例、各種猶予制度は要件に該当する等すれば有効ですが、その要件をクリアすることが難しく、逆にその要件に当てはまるよう準備することも必要かと思われます。ただ、かなり限定的となりますので、広く一般的に有効な方法と言え、やはり110万円/年の暦年贈与枠を活用した長期に渡る贈与ということになるでしょう。特に法定相続人でない孫への贈与は「3年以内の贈与財産の加算」対象ともなりませんので有効です。ただ、ここでほとんどの場合お孫さんへ贈与はしているものの、贈与契約書がなく贈与と認められないケースが数多く見受けられますので、きちんとした手順を踏むことを省かないようにすることが肝要です。また、贈与した財産を使わせないという観点から、保険契約等を活用することも有効です。また保険契約においては死亡保険金受取人を指定できますので、兄弟姉妹が多く遺産分割が難しいケースにあつては、あらかじめ受取人を指定し、保険金を個々に分けておくことも有効です。ただ、遺産分割が難しい場合は、やはり公正証書遺言をきちんと準備しておいた方がよろしいでしょう。

当方では、贈与契約書の作成・アドバイス、保険契約・アドバイス、遺言書作成サポートe t cとサービス内容を充実させておりますので、是非ご相談ください。

F P委員会 田原 智延